

北海道地方独立行政法人評価委員会の所掌事務一覧

	所掌事務	地独法	時期
委員会 議決事項	①知事による中期目標の作成・変更の際の意見	法第25条第3項	6年又は5年毎 変更時
	②中期目標期間の評価等	※法第30条第3項で準用	
	中期目標期間における業務の実績についての評価	法第28条第1項	6年又は5年毎
	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	法第28条第2項	6年又は5年毎
	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	法第28条第3項	必要時
	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	法第28条第4項	6年又は5年毎
	中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講ずる際の意見	法第31条第2項	6年又は5年毎
	③出資等に係る不要財産の納付等		必要時
	出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に当たって知事が認可する際の意見	法第42条の2第1項	
	出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付に当たって知事が認可する際の意見	法第42条の2第2項	
		簿価超過額の出資等団体への納付に当たって知事が認可する際の意見	法第42条の2第3項
④重要な財産の処分をするに当たって知事が認可する際の意見	法第44条第2項	必要時	
⑤一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見	法第40条第5項	6年又は5年毎	
部会 委任事項	①業務方法書に対して知事が認可する際の意見	法第22条第3項	変更時
	②中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	法第26条第3項	6年又は5年毎 変更時
	③各年度の評価等		
	各事業年度における業務の実績についての評価	法第28条第1項	毎年
	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	法第28条第2項	毎年
	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	法第28条第3項	必要時
	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	法第28条第4項	毎年
	④知事による財務諸表の承認の際の意見	法第34条第3項	毎年
	⑤中期計画で定める剰余金の用途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見	法第40条第5項	必要時
	⑥限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見	法第41条第4項	必要時
	⑦短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	法第41条第4項	必要時
⑧一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	法第56条第1項	必要時	